令和７年改正版「マンション標準管理規約」の修正について

公表日	該当条項	修正後（正）	修正前（誤）
R8.11.20	団地型 第 73 条第５項（ア）	前４項の場合において、区分所有者が書面又は代理人によって議決権を行使したときは、当該区分所有者の数は出席した区分所有者の数に、当該議決権の数は出席した区分所有者の議決権の数に、それぞれ算入する。	前３項の場合において、区分所有者が書面又は代理人によって議決権を行使したときは、当該区分所有者の数は出席した区分所有者の数に、当該議決権の数は出席した区分所有者の議決権の数に、それぞれ算入する。
R8.11.20	団地型 第 73 条第５項（イ）	前４項の場合において、区分所有者が書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使したときは、当該区分所有者の数は出席した区分所有者の数に、当該議決権の数は出席した区分所有者の議決権の数に、それぞれ算入する。	前３項の場合において、区分所有者が書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使したときは、当該区分所有者の数は出席した区分所有者の数に、当該議決権の数は出席した区分所有者の議決権の数に、それぞれ算入する。
R8.11.20	団地型 第 73 条第６項	前５項の適用については、所有者不明専有部分管理人は、区分所有者とみなす。	前４項の適用については、所有者不明専有部分管理人は、区分所有者とみなす。